

平成 25 年度財団法人きょうと京北ふるさと公社事業計画（案）

平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日

I 平成 25 年度 事業計画

設立以降 13 期目となる平成 25 年度は、公益財団法人への移行年度であり、ふるさと公社として大きな変革を迎える年であるとともに、過疎・高齢化の進む地域における役割や位置付け、公社に対する地域からの期待や責任は、ますます大きなものとなってきています。公益的な事業を中心としたふるさと公社本来の事業の取り組みはもちろんのこと、地域を支え守っていくための事業の展開、地域活性化に向けた地域の任意団体との関りなど、より深く地域に根差した活動が期待されています。

そのため、これらの活動の基本となる施設の充実も喫緊の課題となっており、公社事務所の老朽化や耐震対策、更に利用を促進するための道の駅ウッディー京北や、宇津峡公園の施設整備が必要となっています。

平成 28 年度から、「過疎地域自立促進計画」が 5 年間再延長されることに伴い、この制度を活用した取り組みが必要でもあります。

このような背景の下に、平成 25 年度に於いても過去 12 年間の取り組みと実績を基礎とし、優良農地の保全による美しい農山村の景観の維持、中高齢者を中心とした働く場の提供、地域活性化に向けた都市・農山村の交流活動の推進など、設立目的に沿ったこれらの事業について継続的に取り組みを展開します。

特に、農地利用集積円滑化事業については、農地と農業に関する地域課題に関わることにより、農地利用集積円滑化団体としての役割を果たすべく、担い手農家や新規就農者の支援活動のための取り組みを、より強めて行かなければなりません。

緊急雇用対策事業についても、平成 25 年度は 2 事業を受け入れることとし、昨年に引き続き京北地域で課題となっている獣害対策や、新たな地域活性化の取り組みをすすめます。

また、平成 24 年度に「過疎地域自立促進計画」により建築された、大豆の里京北「第 6 次産業」化拠点施設も竣工を迎え、施設名称も『山国「水・土・里の館」』として、京北まごころみその生産を中心とした、農作物処理加工施設としての役割を果たして参ります。

なお、平成 25 年度は経営基本方針に基づく新たな 3 年間の中期経営計画の策定の年でもあり、諸施策及び目標を早期に定めその実現と目標の達成に努めます。

II 実施事業内容

(1) 農地利用集積円滑化事業

- ・ 農地利用集積円滑化団体として、引続き農地の「中間保有・再配分機能」を活かし、利用権設定による農地の借り受け、貸し付け並びに売買等に関わる担い手農家の経営規模拡大や、新規就農者の支援活動に積極的に取り組むとともに、地域内の優良農地の保全と景観の維持に努めます。
- ・ 事業の趣旨でもある効率的な農地集積による事業活用を行うため、農家からの農地情報の収集や調査に取り組みます。

(2) 田舎の便利屋事業

【地域担い手確保事業】

- ・ 地域の高齢化や人手不足が顕著になるなか、田舎の便利屋として地域の要望に応えるべく事業に取り組みます。
- ・ 公社としての受託可能な作業を明確にするため、人材登録者及び登録者の届出作業内容について整理し、多種多様な要望に対応すべく、中高齢者の雇用拡大も含めた新たな人材登録者の募集を行います。
- ・ 行政機関及び地域組織からの作業委託にも積極的に対応し、事業の一層の拡大を図ります。

【農作業受託事業】

- ・ 農業者の高齢化に対応するため、農作業受託部会による作業受委託により、耕起、代かき、田植え、稲刈り、除草等の農作業に取り組みます。
- ・ 未耕作農地の保全管理や農作業の受託により、優良農地の維持に努めます。
- ・ 農作業受託部員の体制や受託作業の見直しを引続き検討します。

(3) 地域活性化事業

【地域特産物開発研究事業】

- ・ 地域加工品や新しい地域特産物の開発に力を注いでいるグループの商品が、一つでも多く「道の駅ウッディー京北」で取り扱えるよう積極的に取り組みます。
- ・ 京北産農作物を、「地産地消」と「食育」の取り組みの一環として、小学校給食等の食材として供給するための取り組みを続けます。

- ・ 米、小豆、黒豆など管理農地を活用して栽培する農産物を、京北産としての付加価値を付けて販売します。

【ふるさと振興等調査研究事業】

- ・ 開園 7 年目を迎える市民農園「京北ふるさと農園さんりょう」を、より親しまれ利用いただける農園となるよう、運営管理に努めるとともに、新規利用者の募集も随時行い、都市住民と地域住民の交流の場となる農園ならではの企画イベントにより、地域活性化に繋がる取り組みを引き続き展開します。
- ・ 空き家情報の収集に努め管理するとともに、それを活用して定住促進に継続して取り組み、「(財)きょうと京北ふるさと公社空き家情報提供マニュアル」に基づく空き家情報の提供と合わせて、農地情報を活用し、都市住民の定住化促進と地域の活性化を推進します。
- ・ 各イベントにおいて京北ぐらし情報の提供や事業の PR を行います。

【都市と農山村交流事業】

- ・ じっくり楽しむ京北推進事業との連携により、都市住民を京北地域に呼び込むための、各種イベントを企画するとともに、他地域へのイベントにも参加し、京北地域の PR 活動を積極的に行います。
- ・ 交流事業を積極的に進めることにより、都市住民の京北地域への定住促進に努めます。
- ・ 京北自治振興会やアクティ京北、花降る里けいほくプロジェクト等を窓口とした地域イベントや地域 PR 活動への取り組みに積極的に参加します。

(4) 地域交通事業

【京北ふるさとバス】

- ・ 地域交通事業の使命でもある、交通事故防止のための安全運転管理者が果たす役割が極めて重大であるため、公安委員会が実施する法定講習を受講し、輸送の生命である安全の確保に努めます。
- ・ 平成 28 年 3 月 31 日までの 3 年間、道路運送法に基づく過疎地有償運送事業としての期間更新を受け、京都市との連携のもと、地域運送事業として安全運行を基本に京北地域の生活交通の確保のため取り組みます。
- ・ 事故防止の一環として、今年度は点呼業務の強化に加え、年間を通して月 1 ～ 2 回程度の「乗務添乗指導」を実施し、事故をしない、させない運転指導に取り組みます。

- ・ 事業収入確保のため、あらゆる機会（ダイヤ・窓口業務等）をとらえて売上げの増加に努め、コスト意識を持った業務の効率化を図り負担軽減を図ります。
- ・ 職員の資質向上を図るため、接客教育や一般常識等を含む職員研修を実施し、公社職員としての意識を高め地域の一翼を担い地域の発展に貢献します。

【スクールバス】

- ・ 京北地域の児童生徒の通学及び教育活動のため、平成 25 年度も京都市教育委員会より受託し取り組みます。
- ・ 信頼におけるスクールバス運行受託事業所として、地域や学校そして京都市教育委員会との連携を密にとり、点呼業務の強化等を図りながら、安全運行に努めます。
- ・ 事故防止の一環として、年間を通して月 1～2 回程度の「乗務添乗指導」を実施し、事故をしない、させない運転指導に取り組みます。
- ・ 職員の資質向上を図るため、接客教育や一般常識等を含む職員研修を実施し、公社職員としての意識を高め地域の一翼を担い地域の発展に貢献します。

（5）公共施設管理事業

【地域特産物需要拡大センター「道の駅ウッディー京北」管理運営事業】

- ・ 4 年間の京都市指定管理者制度に基づく 3 年目の年であるとともに、道の駅として開駅 4 年目を迎える年でもあります。
地域の情報発信や地域産業の紹介拠点として、地域内外に向け新たな取り組み展開とより充実した対応を行います。
- ・ 地域商品の充実と品質向上が、地域特産物全体の販売 PR に不可欠であるため委託商品の確保と、加工食品や 6 次開発商品等の品質管理に努めます。
また、喫茶では地域食材を活かした食の提供に取り組みます。
- ・ 職員の資質向上を図り、地域の窓口としての対応力を強化するため、職制機能の改善、コンプライアンス研修の定例化に取り組みます。
- ・ 施設管理上の課題となっている、労働力の確保、光熱費の軽減、トイレを含めた施設の整備等について改善できるよう取り組みます。
- ・ 「道の駅」としての機能を果たすため、地域内活動や協力機関等との連携を図り地域情報の収集と発信システムの構築に努めるとともに、定期的なイベントを開催し入館者の増加を図ります。

【宇津峡公園管理運営事業】

- ・ 京都市の指定管理者制度による、指定管理者として申請時の計画に基づき施設の管理運営を行うとともに、条例に基づく施設提供により事業を進めます。
- ・ 都市住民との交流拡大施設として、コテージ、オートキャンプ場、デイキャンプ場等の誘客に努めるとともに、学校教育の施設としても一層の利用拡大を図れるよう取り組みます。
- ・ 施設の利用拡大を図るには、天候に左右されないコテージの増設や雨よけ施設の建設が必要であります。公社事業や地域との繋がりの中で、イベントの実施や冬季の集客企画などにより、新たな利用拡大に努めます。

(6) 葬祭関連事業

- ・ 高齢化の進行や世代の移り変わりにより、住宅様式や住民意識が変化するなか、今日の地域の現状と生活実態に鑑み、利便性があり厳粛な中にも簡素な葬儀が執り行われることを目的に取り組みます。
- ・ 利用される方々に、気持ち良く使用していただくための施設管理に努めるとともに、老朽化に伴う設備や装備品等の改善を図ります。
- ・ 公益事業を補完する事業として、より効率的な事業の展開を図ります。

(7) 農産物処理加工施設整備事業（大豆の里京北「第6次産業」化拠点施設整備事業）

- ・ 施設名称を『山国「水・土・里の館」』とし、実質の管理・運営を山国さきがけセンターにより行う事といたしますが、事業実施主体として連携を密に図り、京北まごころみその生産を中心とした、農作物処理加工施設としての役割を果たすべく取り組みます。

(8) 合併記念の森維持管理事業

- ・ 京都市合併記念の森内にある施設(建物・トイレ)が清潔かつ良好に保たれるよう、施設の清掃、点検に努めます。
- ・ 森林巡視を行い、管理道路や歩道における除草、倒木処理、崩土除去等に取り組みます。
- ・ 管理棟周辺の湿地帯保全に資するイベントへの協力を行います。

(9) 緊急雇用対策事業

【「じっくり楽しむ京北」推進事業】

- ・ 道の駅ウッディー京北が目的地途中の単なる休憩場所とならないよう、京北を訪れる多くの方に京北地域の魅力を知っていただくための情報発信や、PR活動を積極的に行います。
- ・ 地域の住民や関係団体との連携を図り、地域特産物や地域資源を活用した催し等の開催や、京唐菜、さつま芋、京ラフランなどの野菜の収穫体験など、事業推進のための企画に取り組みます。
- ・ 自転車で、京北地域をじっくり楽しんでもらうための、エコツーリズムの推進に引き続き取り組むとともに、ふるさとバスを活用しての京北の語り部による地域紹介の企画に取り組みます。
- ・ 合併記念の森に於いて、森づくり体験の環境整備に取り組みます。

【総合獣害対策モデル事業】

- ・ 京北地域に於ける、イノシシ、シカ等の野生動物による農作物や森林、住民生活への被害を防止し、営農意欲の向上や森林保全が図れるよう取り組めます。
- ・ 山間部や山際周辺において、獣害防止のためのフェンス等の設置、森林整備作業や地元猟友会との連携による捕獲・追い払い作業を行います。